

## 東秩父村地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るため、地域住民が手を結び自ら考え・行動する経費に対して、地域づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和41年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「団体」とは、地域に根ざした活動を行う次の各号に定める団体をいう。

- (1) 地域計画書に掲げられている地域おこしに取り組む団体
- (2) その他地域住民が組織する団体で、この要綱の目的に適合する事業を行う団体

(目的)

第3条 この事業は、団体が主体的に行う個性豊かな魅力ある地域づくり事業を支援し、新しい地域活動の取組の契機を提供することにより、地域力の再生及び地域の活性化に資する事を目的とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、地域の課題解決や地域の魅力づくりを推進する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- (2) 地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- (3) 地域の福祉・健康づくりを図る事業
- (4) 安心・安全な地域づくりを図る事業
- (5) 青少年の健全育成を図る事業
- (6) 地域の特性を活かした事業
- (8) その他地域の活性化に必要と認められる事業

2 前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助対象としない。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (3) その他村長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助金の目的を達成するために必要な経費とする。

2 前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 親睦的な飲食費
- (2) 他団体等への会費や寄付等
- (3) その他村長が適当でないと認めたもの

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、地域づくり事業補助金交付申請書(様式第 1 号)を、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 8 条 村長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、当該申請書が地域計画書に掲げる事業に沿っているか内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否を決定し、交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を申請者に通知する。補助事業に該当しない場合は、補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)を申請者に通知する。

(計画変更)

第 8 条 申請者は、補助金の交付決定通知書を受けた後において補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む)をする場合は、事業変更承認申請書(様式第 4 号)を提出し、承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第 9 条 村長は、前条の規定により当該補助金等の変更を承認したときは、変更決定通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して 30 日、又は当該事業年度の末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第 6 号)に領収書の写し及び事業記録写真を添えて、村長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第 11 条 村長は、前条の規定により補助金の実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付確定通知及び返還通知書(様式第 8 号)により通知を行い、その額を交付又は返還させるものとする。

2 村長は申請者が補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(補助金の返還等)

第 12 条 この補助金の交付決定又は交付を受けた団体が、この要綱に違反又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、交付決定の取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。